

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要

会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めた教育委員会訓令
(1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）

2 改正の経緯及び必要性

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を改正し、教育機関（県立学校を含む）の会計年度任用職員の任免をその所属する教育機関の長が専決することとするに伴い、会計年度任用職員の任用手続について、所要の改正を行う必要がある。

3 改正の概要

(1) 会計年度任用職員の任用は、所属する教育機関の長が任用通知書を交付して行う。（第3条関係）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

5 添付資料

(1) 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程・新旧対照表

新旧対照表

| 沖繩県教育委員会に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖繩県教育委員会訓令第22号） 新旧対照表 | |
|---|--|
| 改 正 案 | 現 行 |
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(任用手続)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の任用は、教育庁総務課長、教育庁教育事務所の所長又は教育機関（県立学校を含む。）の長（次条及び第12条において「総務課長等」という。）が、任用通知書（第1号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員台帳の整備)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（外国語指導助手を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任用手続)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の任用は、教育庁総務課長、教育庁教育事務所の所長、<u>沖繩県立埋蔵文化財センターの所長又は県立学校の校長</u>（次条及び第12条において「総務課長等」という。）が、任用通知書（第1号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>2 会計年度任用職員を任用しようとするときは、任用しようとする者から次に掲げる書類を徴しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書（写真を貼付すること。）</p> <p>(2) 雇入時間診票</p> <p>(3) その他必要な書類</p> <p>(会計年度任用職員台帳の整備)</p> <p>第4条 総務課長等は、会計年度任用職員台帳（第2号様式）を備え付けて、会計年度任用職員の任用の状況を常に明確にしておかなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 総務課長等は、会計年度任用職員を任用したときは、会計年度任用職員の任用状況を翌年度の4月30日までに、会計年度任用職員任用報告書（第3号様式）により、教育長に報告しなければならない</p> |

新旧対照表（第2条関係）

| 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）新旧対照表 | |
|---|---|
| 改正案 | 現行 |
| <p>(専決事項) 第3条の2（略）</p> <p>2 教育長は、次に掲げる事務を教育機関の長に専決させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務（個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受理及びこれに対する裁決並びに個人情報の取扱いに関し沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴くことを除く。）を行うこと。</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。）の任免及び育児休業の承認に関すること。</u></p> | <p>(専決事項) 第3条の2（略）</p> <p>2 教育長は、次に掲げる事務を教育機関の長に専決させる。</p> <p>(1) 沖縄県情報公開条例の規定に基づき、公文書の開示等に関する事務（公文書の開示請求に係る決定等又は不作為についての審査請求の受理及びこれに対する裁決を除く。）を行うこと。</p> <p>(2) 沖縄県個人情報保護条例（個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受理及びこれに対する裁決並びに個人情報の取扱いに関し沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴くことを除く。）を行うこと。 (新設)</p> |

参考